

1. 地域決定型地方税制特例措置の導入拡大

- 特例措置は国の政策目的等のために講じられ、結果的に、国が地方団体の課税権を制限するものである。地域主権改革の観点からは、可能な限り廃止すべきであり、仮に講じる場合であっても、地域決定型地方税制特例措置を導入する方が望ましいといえる。
- 「特例措置のうちこれによる政策目的の達成が地方団体の本来的な役割と重なるものであり、その政策のあり方等が、住民のニーズ等を踏まえ地域の実情に応じて異なるもの」に、地域決定型地方税制特例措置を導入することが特にふさわしいと考えられる。
- 地域決定型地方税制特例措置の導入を確実かつ効率的に拡大していく観点から、当面、このような地域決定型地方税制特例措置にふさわしい特例措置を中心に導入し、これに併せて、政府全体で、地域決定型地方税制特例措置の制度趣旨及び導入を拡大していくべきとの認識の共有を図り、地域決定型地方税制特例措置の導入拡大に努めるべきである。

2. 法定外税の新設・変更への関与の見直し

- 本研究会としては、法定外税制度の国の関与の見直しについて、地域主権改革の理念を踏まえ、簡素化、透明化する方向で見直していくべきとの結論を得た。
- 具体的な見直しの方向性については、次のとおりであった。
 - ・基本的に全ての法定外税の新設・変更について、「同意を要しない協議制」とする方向で検討すべきとの意見が多数の委員から出された。
 - ・その一方で、（非居住者に負担を転嫁する）租税輸出等の租税外部性を事前に解決するためには、国が全体の利益から法定外税の課税を止められる仕組みが必要との意見があった。
 - ・一定の範囲内での税率の引上げなど国の関与を要しないと考えられる場合については、国の同意を要しない仕組みとすべきではないかとの意見が相当数の委員から出された。
- 政府においては、本研究会が課題とした事項（※）について、詳細な検討、整理を行った上で、地方団体の自主性・自立性を高める方向で法定外税制度の見直しを行うことを期待する。
※ 「同意を要しない協議制」の論点（事後的な統制となること、三要件の取扱い、地方団体への影響）、現在の三要件の透明化等

3. 法定税の法定任意税化・法定外税化の検討

- 課税団体がなく法定任意税（水利地益税（道府県税）、共同施設税、宅地開発税）又は課税団体が少なく、税収も僅少な法定任意税（水利地益税（市町村税））については、法律に規定しておく意義が薄いと考えられること、また、法定外目的税による課税もとりうることから、地方税法上の税目としては、廃止することも含めて見直しをすることが考えられる。
- それぞれの税目の今日的な意義について検討するとともに、地方自治法上の「分担金」や開発負担金との関係の整理等を行った上で、その取扱いを判断していくべきである。

4. 税率についての課税自主権の拡大

本研究会としては、制限税率や一定税率を設定することについては、意義があるものの、税率の自由度を制限するものであるから、社会経済情勢の推移等も踏まえつつ、地域の自主性・自立性を高める観点から、緩和する方向で不断に検討されるべきであると考えます。

5. 税務執行面における地方団体の責任

地方税は賦課課税が多く、税額確定のための地方団体の負担が大きいところではあるが、課税額を適切に算出し、確定させることは、税務行政に対する納税者の理解を得るために最も重要なことの一つであり、今後とも不断の努力が必要である。政府においても、実態の把握や地方団体に対する助言を行うなど必要な措置を講じていく必要がある。

(参考) 地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会について

1 趣旨等

税制を通じて住民自治を確立し、地域の自主性・自立性を高めるため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する観点から、抜本的に改革する上での諸課題について検討。第1回研究会を平成23年6月29日に開催以降、計11回開催。

2 構成員

座長	碓井光明	(明治大学大学院法務研究科教授)
	青山彰久	(読売新聞編集委員)
	石井隆一	(富山県知事)
	井手英策	(慶應義塾大学経済学部経済学科准教授)
	植田和弘	(京都大学大学院経済学研究科教授)
	清原慶子	(東京都三鷹市長)
	櫻井敬子	(学習院大学法学部教授)
	佐藤英明	(慶応義塾大学大学院法務研究科教授)
	人羅格	(毎日新聞論説委員)
	牧原出	(東北大学大学院法学研究科教授)
	持田信樹	(東京大学大学院経済学研究科教授)
	横山彰	(中央大学総合政策学部教授)

3 税制調査会との関係

- 平成22年度第12回税制調査会(平成22年11月19日)において、地域主権改革と地方税制(※)を審議した際に、本研究会の過程や成果について報告するよう要請があった。
- 平成23年度第14回税制調査会(平成23年11月1日)において、「中間取りまとめ」を報告。

※ 平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日 閣議決定)(抄)

第2章 各主要課題の平成23年度での取り組み

9. 地域主権改革と地方税制

(2) 住民自治の確立に向けた地方税制度改革

① 基本的考え方

税制を通じて住民自治を確立し、地域主権改革を推進するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していきます。その際、「自主的な判断」の拡大の観点に立って、地方税法等で定められている過剰な制約を取り除き、地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるように改革を進めます。また、「執行の責任」の拡大の観点に立って、地方自治体が課税に当たって納税者である住民と直接向き合う機会を増やすように改革を進めます。

② 具体的取り組み

以下の事項等について検討を行い、成案を得たものから速やかに実施することとし、法制化が必要なものについては、平成24年度税制改正から実現を図ります。

イ 地方自治体の「自主的な判断」の拡大のための事項

(イ) 法定任意軽減措置制度(仮称)の創設

適用の是非や程度を、各地方自治体が自主的判断に基づき、条例において決定できる仕組みの創設を検討します。

また、例外的に全国一律に法律で軽減する必要がある対象の絞り込みを行います。

(ロ) 法定税の法定任意税化・法定外税化

税収が僅少な法定税や法定任意税の取扱いを検討します。

(ハ) 制限税率の見直し

納税者の権利保護や社会経済・他団体への影響等の観点を踏まえつつ、見直しを検討します。

ロ 地方自治体の「執行の責任」の拡大のための事項

(イ) 法定外税の新設・変更への関与の見直し

法定外税の新設・変更への国の同意付き協議による事前関与の見直しを検討します。

(ロ) 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方自治体の役割の拡大

地方自治体による消費税・地方消費税の申告書の收受や納税相談等を一層推進します。

また、今後の課題として、地方自治体による申告書の受理等について、実務上の論点等を含め検討します。